

雇用調整 助成金の 概要等

- ✓ 雇用調整助成金は、景気変動等で事業活動の縮小を余儀なくされた場合等に、雇用する雇用保険被保険者について休業等を行った事業主に、事業主が支払った休業手当に相当する額を対象として助成
- ✓ 雇用調整助成金の支給額は、前年度の賃金総額に基づく平均賃金額に休業手当の支払率及び助成率を乗じた額と日額上限額のいずれか低い額に、休業等を行った延べ人日数を乗じて算定
- ✓ 厚生労働省は、令和2年4月以降、**コロナ特例として助成率や日額上限額を引上げ**
- ✓ 上記の引上げ後、一部の事業主に、国からの雇用調整助成金の支給額が休業手当支払額を上回る事態が生じたことなどから、厚生労働省は、3年9月以降、休業対象労働者に歩合給の支給を受けている者が含まれている場合、事業主が実際に支払った休業手当に基づき休業手当相当額を算定する実績額方式を導入
- ✓ 令和2年度決算検査報告「新型コロナウイルス感染症の影響による労働者の休業等に対応するための雇用調整助成金等の支給等について」：雇用調整助成金の支給額が休業手当支払額を上回る事態が極力生ずることのないよう同支給額の算定方法につき検討することを記述

検査の 結果

- ✓ 歩合給の支給を受けていない労働者のみを雇用している事業主を対象として、超過額（助成金支給額が休業手当支払額を上回る額）の発生の有無等を検査
⇒超過額の累積額は計**16億9348万円**（25事業主、2年度～4年度）
- ✓ 雇用調整助成金に係る支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとされていないため、一部の事業主は、賃金等の一部に対する支払率をもって休業手当の支払率としているのに、この支払率を賃金等の全てに乗ずることにより雇用調整助成金の支給額を算定
- ✓ このため、休業手当の支払対象となっていない部分に対しても助成が行われることになっていて、コロナ特例による助成率や日額上限額の引上げに伴って、超過額が発生

表示する 意見

- ✓ 雇用調整助成金の支給が助成金としての役割に沿ったものとなるよう、事業主の支給申請の負担軽減や支給事務の迅速性確保に配慮しつつ、雇用調整助成金の支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとするなど、**超過額を極力生じさせない合理的な算定方法**とすること



6.雇用調整助成金の支給額の算定方法（意見表示）

厚生労働本省、13労働局

16億9348万円(背景金額)

雇用調整助成金の概要等

- 事業主の休業手当支払額に相当する額を対象
- 助成金支給額 = ①・②のうち低い額 × 休業等延べ人日数

$$\textcircled{1} \text{ 1人1日当たりの平均賃金額} \times \text{休業手当支払率} \times \text{助成率}$$

固定給だけでなく賞与等も含めた賃金総額により算定

$$\textcircled{2} \text{ 厚労省が設定した日額上限額}$$

検査の結果

- 超過額の有無等を検査

⇒ 超過額の累計額は16億9348万円 (25事業主、2~4年度)

超過額：助成金支給額が休業手当の支払額を上回る額



表示する意見

雇用調整助成金の支給が助成金としての役割に沿ったものとなるよう、事業主の支給申請の負担軽減や支給事務の迅速性確保に配慮しつつ、助成金支給額の算定に当たり、支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとするなど、**超過額を極力生じさせない合理的な算定方法**とすること

- 超過額が発生している場合の主な要因

(休業手当の支払額の算定方法)

労働組合等との間で締結した協定で定められた支払率

支払率の対象

「基本給、家族手当等」の固定給

賞与、超過勤務手当等は含まない

× 100%

支払率の対象とした賃金等の範囲を考慮することとされていない

(雇用調整助成金の支給額の算定方法)

支払率の対象

「基本給、家族手当等」の固定給

賞与、超過勤務手当等を含む

× 100% × 助成率

(1人1日当たりの平均賃金額)

(休業手当支払率)

結果

休業手当の支払対象となっていない部分に対しても助成が行われることになっていて、コロナ特例による助成率や日額上限額の引上げに伴って**超過額**が発生

